

合併に伴い 幼児医療費助成制度が変更になります。

現在、1歳（就学前）のお子さんをお持ちの保護者の人には、医療費を助成する制度が
ありますが、合併すると左記の制度に変更となり、より充実した内容となります。

【助成内容】
受給者証をお持ちのお子さんが医療機関で受診された場合に、医療費の支払分（健康保険適用分）のうち、一部自己負担金を除いて市・県が負担します。

【自己負担金額】
・通院の場合…1回530円（同一医療機関で、同じ月に5回目以降は自己負担はありません）
・調剤薬局等の場合…自己負担はありません
・入院の場合…1日1,200円

【対象年齢】

変更前
通院 1歳～3歳未満児
入院 1歳誕生日の翌月（1日生まれの場合）は1歳誕生日）から小学校就学前まで
変更後
通院 1歳～小学校就学前3月31日まで
入院 1歳誕生日の翌月（1日生まれの場合）は1歳誕生日）から小学校就学前まで
※健康保険組合等により食事療養費の減額認定証の交付を受けている場合は、食事代の助成が受けられます。

【受給認定の申請について】

① 1歳未満のお子さんをお持ちの保護者の人は、乳児医療費の資格終了前に申請してください。個別に案内はしていません。
② 現在、1歳以上の幼児の保護者の方で、すでに村の受給者証をお持ちの方は申請不要です。
③ 「受給者証」を全くお持ちでない保護者の人は、

は、早めに申請を行ってください。
☆受給者証は、資格認定後に郵送します。

【申請場所】

合併後 3月18日までの申請：岩室村役場福祉保健課
3月22日からの申請：岩室支所福祉保健課・各支所（旧市町村役場）・市役所本館・地区事務所

【所得制限】

幼児医療費助成には申請者の所得に制限があります（下表のとおり）。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）
0人	468
1人	506
2人	544
3人	581
4人	620
5人	658

乳児医療費助成制度は、従来どおり変更はありません。

【対象年齢】
出生から1歳誕生日（1日生まれの場合）は1歳誕生日の前月）まで
◎なお、助成内容は幼児医療費助成と変わりませんが、受給者証は申請時にお渡しします。

介護保険

1 介護保険証について

65歳以上の人に配布されている「介護保険証」は、今年の3月21日から新潟市の「介護保険証」に更新されます。新しい新潟市の「介護保険証」は、合併前までに郵送します。

現在、介護保険のサービスを利用している人は、新しい新潟市の「介護保険証」を居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）やデイサービス等のサービス提供事業者にも提示してください。

2 要介護認定の申請について

要介護認定の申請は、居宅介護支援事業者を通じて行うことができます。

名	電話番号
1 (現在) 岩室村社会福祉協議会	82-5875
2 (現在) 岩室村在宅介護支援センター	82-5490
3 岩室温泉病院訪問看護ステーション	82-4831
4 ケアプランセンター桜井の里	94-3939

※1と2は、今後名称の変更があります。要介護認定の申請を希望される人は、上記の居宅介護支援事業者の他、合併する新潟市内の居宅介護支援事業者を通じて行うことができます。

○福祉保健課で取り扱う業務
・各種償還払い給付申請及び高額介護サービス費支給申請の受付
・要介護認定申請の受付
・不服、苦情等の処理業務
・利用者負担減額申請等の受付
・その他相談業務
○税務課で取り扱う業務
・介護保険料の納付相談、徴収、滞納処分

新潟市と合併しても、介護サービスはそのまま使えます！

業者に直接電話をしてお申し込みください。また、岩室支所（現岩室村役場福祉保健課）においても、申請受付業務を行います。

3 要介護認定の効力と介護サービスの利用について

岩室村で認定を受けた要介護認定の効力は、そのまま新潟市に引き継がれます。再申請の手続きは不要です。また、要介護認定を受け、現在介護サービスを利用されている人は、合併後も引き続き、同じ事業者からサービスを受けることができます。この場合、特に手続きは必要ありません。

4 岩室支所で取り扱う業務について

岩室支所で取り扱う業務は、次のとおりです。
○福祉保健課で取り扱う業務
・各種償還払い給付申請及び高額介護サービス費支給申請の受付
・要介護認定申請の受付
・不服、苦情等の処理業務
・利用者負担減額申請等の受付
・その他相談業務
○税務課で取り扱う業務
・介護保険料の納付相談、徴収、滞納処分

5 65歳以上の人の介護保険料について

(1) 合併後の介護保険料について
65歳以上の人の介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直して決定することから、平成17年度は、現岩室村の保険料を適用します（平成18年度からは、新しい介護保険事業計画に基づく保険料になります）。

(2) 特別徴収（年金から天引き）の場合
合併後も年金から天引きしますので、手続きの必要はありません。

(3) 普通徴収（納付書または口座振替で納付）の場合
岩室村で発行した納付書（平成17年3月（第12期）までは、合併後も金融機関で納める事ができます。また、口座振替の場合は、現在の登録内容が、そのまま継続されますので、新たな手続きは必要ありません。平成17年度の納付書は、毎月中旬ごろに送付します。

※平成17年3月中旬以降に満65歳となる人は、平成18年9月まで年金からの天引きはできません。
(4) 平成17年3月2日以降4月1日までの間に65歳になる人
平成17年4月中旬ごろに、新潟市から送付される3月分の納付書で納めていただくことになります。

岩室村農業委員会委員一般選挙

投票日 2月13日（日） 午前7時～午後8時

○投票所は次の場所です

投票区（投票所）	投票区域
第1投票区（農村環境改善センター）	和納1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区 8区・9区・10区・11区・12区・三田・原津雲田・富岡・高橋
第2投票区（岩室村保健センター）	南谷内・北野・夏井・西中・湯上・白鳥 西長島・横管根・西船越・新谷・油島 高畑
第3投票区（中央保育園）	金池・石瀬・岩室・福首・栄・橋本 久保田・猿ヶ瀬
第4投票区（間瀬地区公民館）	間瀬1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区

【お問い合わせ】岩室村選挙管理委員会事務局 ☎82-4111

国民健康保険から

合併により 4月1日から 国民健康保険証が新しくなります

現在、使用中の岩室村国民健康保険証は今年の3月31日まで有効です。新しい保険証は、3月下旬に郵送しますので、4月1日からご使用ください。

なお、新しい保険証は世帯に1枚ではなく、1人に1枚です。大きさは名刺サイズですので、台紙からはがしてお使いください。保険証カバーが必要な人は窓口に申し出てください。また、新しい高齢受給者証等も3月下旬に郵送しますので、4月1日からご使用ください。

【お問い合わせ】
岩室村住民課 国保・老保係
☎82-5712

新潟市になると

妊産婦医療費助成制度があります。

新潟市では母子保健の向上と子育て支援を図るため、妊産婦の医療費助成を行っています。

【助成内容】

受給者証をお持ちの妊産婦の人が医療機関で受診された場合に、医療費の健康保険適用分のうち、一部自己負担金を除いて市が負担します。

＜自己負担金額＞

- ・通院の場合…1回530円（同一医療機関で、同じ月に5回目以降は自己負担はありません）
- ・調剤薬局等の場合…自己負担はありません
- ・入院の場合…1日1,200円

【所得制限】

妊産婦医療費助成には所得制限があります。生計が同一の世帯の全成員が、所得税非課税であることが必要です。

【助成期間】

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の人が、妊産婦医療費助成申請をした翌月の1日から出産日の翌月の末日までとなります。

【申請場所】

岩室支所福祉保健課・各支所（旧市町村役場）・市役所本館・地区事務所

【お問い合わせ】岩室村福祉保健課 ☎82-5714